

事業実績（視察）報告

会派名：公明党西尾市議団

1. 視察の概要

- (1) 目的 手話言語条例について
- (2) 日時 平成30年11月8日（木）
13:30~15:00
- (3) 場所 大阪府泉南郡熊取町役場
- (4) 参加者 大河内博之



熊取町役場前にて

2. 主な質疑・答弁

Q、手話言語条例が制定されることになったきっかけと経緯はどのようか。

A、近隣市の状況や全国的な流れ、町長のトップダウンによる。

Q、手話言語条例の制定により実施された事業はあるか。実施された事業があるなら、事業認定に至るまでの経緯と事業内容、予算措置はどのようか。

A、福祉課に手話通訳者を配置。それまで週に4日の配置であったが、平成29年度からは2名交代で毎日相談窓口配置している。

Q、手話言語条例の制定による効果はどのようか。また、庁内業務においては、具体的にどのような変化（効果）があったか。

A、行事や議会報告会等では必要に応じて手話通訳者が派遣されている。また、庁舎内では8時50分から8時55分までの5分間、職員による手話の講習会が持たれるようになった。

Q、手話言語条例の制定にあたり、検討委員会は設置されたか。

A、検討委員会は設置しなかったが、施策推進委員会に聴覚障害に特化した施設である「なかまのさと」等の団体から意見を聴取した。

Q、学校教育の現場で、障害者とのコミュニケーションの普及啓発を行っているか。

A、条例制定前から全小学校2年生を対象に総合学習の時間を使い、手話の普及啓発を行ってきた。

Q、手話言語条例の制定にかかる周知はどのようにされたか。

A、広報、ホームページ、職員による駅前でのチラシ配布。公共施設、商工会、駅にもチラシを貼らせてもらった。

Q、今後の課題は。

A、現在市に登録をいただいている5人の他の手話通訳者の養成が課題である。

3. 所見・西尾市政への反映に向けた課題

全国的にも手話言語条例制定の流れがあり、近隣市においても、今年度中に知立市をはじめ、数々の自治体で手話言語条例が制定される予定である。

西尾市においては、愛知県の手話言語の普及及び障害の特性に応じたコミュニケーション手段の利用の促進に関する条例があることにより、手話言語条例の制定の動きがなかなか前に進まなかったが、近隣市の状況や聴覚障害者協会の方からの要望書の提出により、全国手話言語市区長会にも入会し情報収集しており、前進しているように感じる。また、障害者施策のトップの考えの違いで取り組みの違いがあることを痛感した。



視察中の様子

今後、西尾市においても、聴覚障害のある方にやさしい街として、手話の普及や理解に向けての取り組みを期待すると共に、一日も早く手話言語条例の制定がされることも期待する。

収支報告

項目	支出金額	備考
調査研究費	18,620円	旅費 18,620円
計	18,620円	